



不登校児童生徒を支援する 民間施設に関するガイドライン



令和7年3月
宝塚市教育委員会

もくじ

はじめに

- I 不登校児童生徒を支援する民間施設についてのガイドライン
 - 1 指導要録上の出席扱いについて
 - 2 指導要録上の「出席扱い」を判断するための流れ
 - 3 民間施設への通所または入所に係る指導要録上の出席扱いについて（様式）
- II 本市における不登校支援について
 - 1 不登校支援に当たっての教育委員会と学校の取組
 - 2 不登校児童生徒の支援
 - 3 不登校児童を対象とした施設
- III 不登校児童生徒を支援する民間施設（フリースクール等）

本ガイドラインに掲載した民間施設について

本市の子どもたちが複数名利用した実績がある施設を本ガイドラインでは、不登校児童生徒を支援する民間施設として掲載しています。不登校児童生徒が民間施設を活用した際の指導要録上の「出席扱い」については、保護者の申し出を受け、個々の児童生徒の状況を踏まえたうえで、望ましい成長を考え判断する必要があります。そのため掲載された施設に通所すれば一律に出席扱いになるということではありません。また、掲載されていない施設でも本ガイドラインが示す要件を満たした場合は、出席扱いとなる可能性があります。

はじめに

令和6年10月に文部科学省より公表された「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の不登校児童生徒数は全体の3.7%にあたる、346,482人となっており、平成25年度調査から11年連続で増加しています。本市においても、不登校児童生徒数は年々増加しており、同調査では全体の3.03%にあたる512人でした。これは新型コロナウイルス感染症が報じられる前の平成30年(292人)と比較すると約1.8倍となっており、教育に関する大きな課題の一つとなっています。

国は、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日付文科初第698号文部科学省初等中等教育局長通知)において、不登校児童生徒への支援について「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、それに伴い、民間施設での支援を指導要録上の出席扱いと判断する際の要件について、新たな考えを示しています。これを受け、学校では、不登校児童生徒の状況に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職、さらには別室登校指導員やAssistスタッフも含めた支援員と連携して児童生徒の見立てを行いながら、適切な居場所づくりや情報提供など、児童生徒の自立に向けて日々柔軟な取組を行っています。

現在、市教育委員会は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)が示している民間施設との連携を円滑に進めるため、現在児童生徒が居場所として活用しているフリースクール等の民間施設をホームページ上で紹介をしています。

このたび、兵庫県教育委員会による「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」(令和6年3月更新)において、児童生徒の社会的自立への支援において、学校と民間施設等との連携やICTを活用した学習支援の重要性について示されたことを受け、本市においても民間施設に関するガイドラインを策定することにしました。

本ガイドラインでは、不登校支援に当たっての学校や教育委員会の取組、出席扱いを判断するため基本的な流れ等を示しています。

不登校児童生徒の支援に当たっては、個々の児童生徒の状況に応じて、社会的自立に向けた適切な居場所の確保や支援の提供が重要です。本ガイドラインを活用することで、教育委員会と学校が民間施設と連携し、不登校児童生徒への支援の充実が図られることを願っています。

宝塚市教育委員会

I 不登校児童生徒を支援する民間施設についてのガイドライン

I 指導要録上の出席扱いについて

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針を全て一律的に示すことは困難である。したがって、指導要録上の出席扱いについては、各施設の実施主体や活動状況を総合的に判断することが大切である。本市における実態を踏まえた判断基準を以下のとおり定める。

実施主体について

- (1) 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する支援等に関し、深い理解と知識及び経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- (2) 不登校児童生徒に対する支援が目的であり、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す取組がなされていること。
- (3) 実施者は、次の条件を全て満たしていること。
 - ・政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる、暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者並びにこれらに準じる者が、実施者の中にいないこと。
- (4) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。
- (5) 次のいずれかの支援事業を行っていること。
 - ・指導員等が不登校児童生徒の自宅その他の場所に訪問し、相談・指導等を行う事業
 - ・インターネット、遠隔教育システムなど、指導員等が遠隔地から、原則、同時双方向に相談・指導等を行う事業

支援の在り方について

- (1) 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい支援が行われていること。
- (2) 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・支援の対象となる者が当該施設の相談・支援体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- (3) 支援内容・方法、相談手法及び支援の体制があらかじめ明示されており、我が国の義務教育制度を前提としながら、児童生徒の状況に応じた適切な内容の支援が行われていること。
- (4) 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- (5) 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- (6) 当該児童生徒にとって最善の利益が尊重されること。

支援スタッフについて

- (1) 支援スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不適応・問題行動等について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。また、実施者が実施する研修等の機会を活用し、自ら積極的に資質向上に努めていること。
- (2) 専門的なカウンセリング等の方法を行うには、公認心理師や臨床心理士等の有資格者や心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあっていること。
- (3) 宿泊による活動を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。



施設、設備について

- (1) 学習や支援等の活動を行うために必要な施設・設備を利用できる状況にあること。
- (2) 利用施設・設備にあつては、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。
- (3) 宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

学校と施設との関係について

- (1) 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、施設への通所の状況や学習等の活動の様子、支援経過などの必要な事項について、学校へ定期的に情報提供が行われること。
- (2) 学校と施設が相互に、児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。



家庭と施設との関係について

- (1) 施設での支援経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。
- (3) ICTを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、必要な事前の指導を行うこと。

指導要録上の出欠等の取扱いについて

- (1) 不登校児童生徒が民間施設において支援を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日付文科初第69

8号文部科学省初等中等教育局長通知)別記1、別記2によるものとする。出席扱いに当たっては、保護者からの申請日以降認められるものとする。

(2) 学校外の民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記入したり、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲にこたえ、自立を支援する上で意義が大きい。評価の指導要録への記載については、必ずしも全ての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することを求められるのではないが、学習状況を文章記述するなど、適切な記載に努めることが求められる。

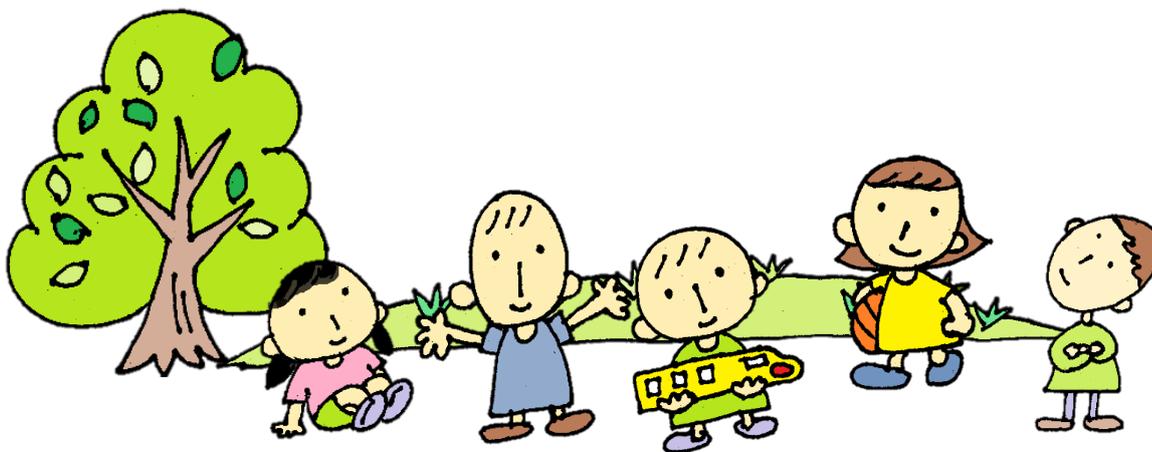
(3) 事務手順については【5,6 ページ】によるものとする。

指導要録上の出席扱いの変更等について

(1) 教育委員会、学校は、本基準に基づき、当該実施者または当該施設に対し、必要な調査を求めることができる。

(2) 教育委員会、学校は、前号の調査の結果、出席等の取扱いを遡って取り消すことができる。

以上

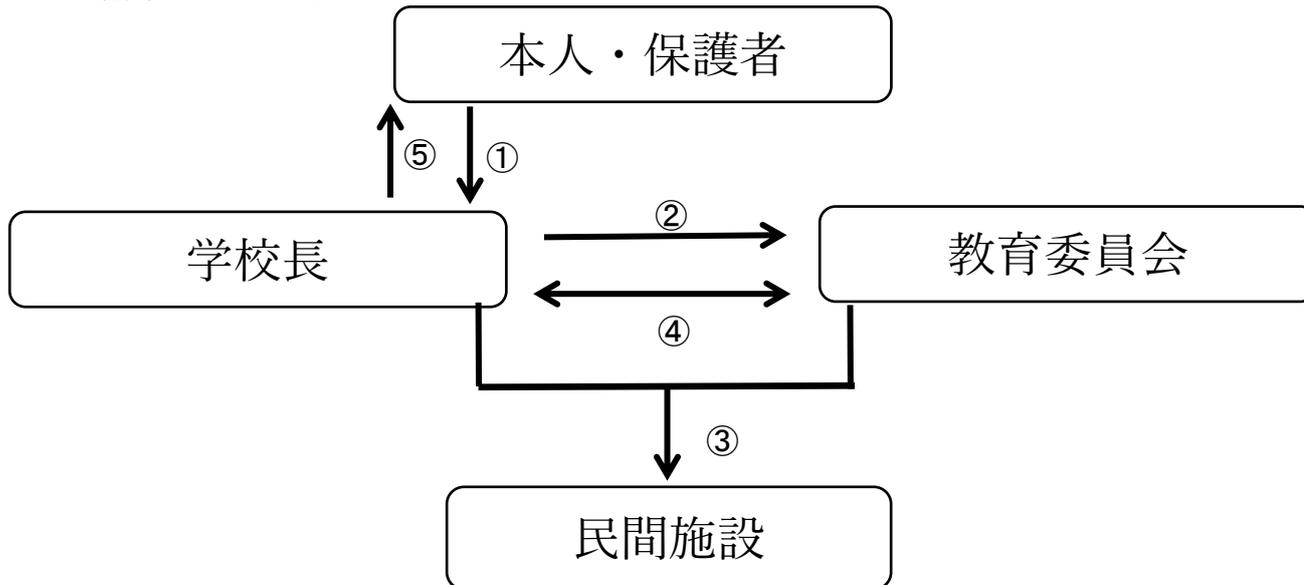


2 指導要録上の「出席扱い」を判断するための流れ

1 民間施設への通所に係る指導要録上の「出席扱い」を判断するための流れ

- ① 本人・保護者から学校長に「出席扱い」の依頼（様式1）
- ② 学校長は依頼があったことを教育委員会に報告
- ③ 学校長と教育委員会で施設を訪問
- ④ 学校長と教育委員会が協議
- ⑤ 学校長が「出席扱い」の認定を判断し、その内容を通知 ※1

<出席扱いを認定するまでのフロー図>



※1 「出席扱い」にあたっては、保護者からの申請日以降認められるものとする。

2 その他

- ・通学定期乗車券（通所用）のお申し込み方法については、各鉄道会社にお問い合わせください。「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」（文部科学省通知、平成5年3月）
- ・この内容については毎年各学校に通知するとともに、相談があった保護者に示しています。

3 民間施設への通所に係る指導要録上の出席扱いについて(様式)

(様式1)

令和 年 () 月 日

宝塚市立 学校長 宛て

保護者氏名

民間施設への通所に係る指導要録上の出席扱いについて (依頼)

下記の民間施設に通所するので、施設で相談・指導を受けた日について、指導要録上の出席扱いとしていただきますようお願いします。

1 児童生徒名

学校・年・組	宝塚市立 学校 年 組
ふりがな	
名前	

2 施設名等

施設名	
施設代表者名	
施設所在地	〒 住所

3 通所開始日

開始日	令和 年 () 月 日 ()
-----	------------------

4 通所の目的

申請理由	
------	--

<確認事項>

- ・出席扱いにあたっては、申請日以降認められるものとします。
- ・詳細については、「不登校児童生徒を支援する民間施設についてのガイドライン」(宝塚市教育委員会)を参照してください。
- ・民間施設と学校が、指導要録上の出席扱いに関する情報を共有することに同意することについて下記にご署名ください。

民間施設と学校が、指導要録上の出席扱いに関する情報を共有することに同意します。

保護者名 _____

Ⅱ 本市における不登校支援について

生徒指導提要改訂版（令和４年１２月）では、不登校対応の重層的支援構造に基づき、「魅力ある学校づくり」を進めると同時に、課題予防的・困難課題対応の生徒指導については、不登校の原因、背景が多岐にわたることを踏まえた上で、適切にアセスメントを行い、支援の目標や方針を定め、多職種の専門家や関係機関とも連携・協働しながら「社会に開かれたチーム学校」としての生徒指導体制に基づいて、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要だと明記されています。本市においても、全児童生徒の主体性の尊重を目指した発達支持的生徒指導、心が辛くなる前のケアを目指した未然防止教育、児童生徒の悩みをいち早く発見するための早期発見教育、困っている児童生徒への具体的支援に向けた困難課題対応を行い、重層的な支援をおこなっていきます。



Ⅰ 不登校支援に当たっての教育委員会と学校の取組

教育委員会の主な取組

(1) 支援につなげる ～支援のニーズの早期把握と組織的対応～

- ・長期欠席児童生徒の把握（毎月）
- ・全小中学校への不登校児童生徒の聞き取り・訪問指導（年 9 回）
- ・不就学児童生徒の調査実施（中学生も含む）
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣
- ・不登校支援連携会議（年 5 回）
- ・教育支援センターによる教員への支援
- ・小学校生徒指導担当者会の開催（年 3 回）
- ・中学校生徒指導連絡協議会の開催（毎月）
- ・不登校に関する研修会の実施（年 1 回）



(2) 社会につなげる ～多様な学びの場と居場所の確保～

- ・不登校に関する情報提供（宝塚市ホームページ：教育支援課「不登校児童生徒への支援について」）
- ・不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドラインの策定 など

- ・子ども支援サポーター配置事業の実施(別室登校指導員・Assist スタッフ等)
- ・教育支援センター(中学部)「Pal たからづか」・(小学部)「CoCo たからづか」での不登校支援
- ・他市教育支援センター及び不登校児童生徒を支援する県立施設の視察
- ・不登校児童生徒を支援する民間施設との交流会の開催
- ・不登校児童生徒を支援する民間施設への訪問・情報収集
- ・不登校児童生徒保護者講演会の開催
- ・不登校児童生徒保護者懇談会の開催

学校の主な取組

- ・学校不登校対策チームを中心とした組織的対応
- ・学校の実態把握に基づいた不登校対策支援プランの作成、プランの実践・検証・改善
- ・訪問指導員との長期欠席児童生徒についての話し合い
- ・不就学児童生徒の現状把握や家庭訪問
- ・関係機関との密なる連携
- ・児童生徒の個に応じたアセスメントと支援

2 不登校児童生徒の支援

不登校児童生徒の状況は一人ひとり異なるため、必要な支援も異なります。また同じ個人であっても状況の変化により、支援のあり方も変化します。そのため、日頃から学校と家庭が連携し、それぞれの状況の変化における社会的自立に向けた適切な支援を共有する必要があります。居場所については学校外にもたくさんあります。家庭以外の居場所を求めている不登校児童生徒も多いことから、学校は本ガイドラインや兵庫県教育委員会のガイドライン等を活用するなどにより、情報を得ておくことが大切です。

学校(教室外の場合)

- ・別室登校指導員(Assist スタッフも含む)や教員による別室などの自己有用感を育む居場所づくり
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用
- ・個の状態に適した学習や進路情報の提供

市や県の施設(学校外ではあるが学校と連携しながら行う場合)

- ・「教育支援センター(中学部・小学部)」による不登校相談

- ・ 児童館の学習支援の利用
- ・ 社会的自立に向けた「教育支援センター(中学部 PdI たからづか)(小学部 CoCo たからづか)」の利用
- ・ 生活リズムや仲間作りに向けた「県立但馬やまびこの郷」の利用

フリースクール等の民間施設や県の施設

フリースクール等の民間施設の利用に向けて、次のような支援を行っています。

- ・ 児童生徒の適切な支援に向けた教育委員会・学校による民間施設への訪問及び情報収集
- ・ 児童生徒の健やかな成長を見守るための学校と民間施設の連携
- ・ 児童生徒の支援を広げるための情報交換会(教育委員会と民間施設による)

3 不登校児童生徒を対象とした施設

兵庫県立施設

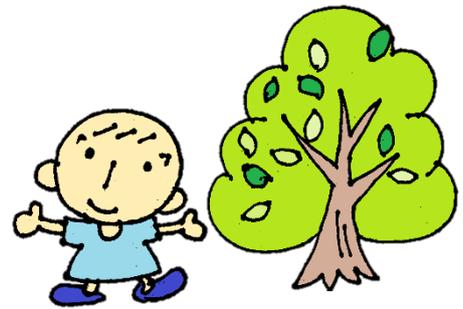
名称	対象	問い合わせ先
兵庫県立 但馬やまびこの郷	不登校及び不登校傾向の 小・中学生	TEL:079-676-4724 朝来市山東町森字向山 45-101 http://www.t-yamabiko.asago.hyogo.jp
兵庫県立 神出学園	中学校を卒業した 23 歳未満 の男女	TEL:078-965-1122 神戸市西区神出町小束野 30 https://www.kande-gakuen.jp
兵庫県立 山の学校	中学校を卒業した 21 歳未満 の男子	TEL: 0790-62-8088 宍粟市山崎町五十波 430-2 http://www.seishonen.or.jp/yamanogakou

※ 「但馬やまびこの郷」は、日帰り体験も行っています。

宝塚市教育委員会による教育支援センター

中学部 「Palたからづか」	1年生から3年生の中学生対象	集団の中の体験学習を通して仲間から認められる経験を図ります
小学部 「CoCoたからづか」	3年生～6年生 長期(90日)欠席の小学生対象	長期にわたり外出できなくなった児童に人と関わる経験や自信を育みます

宝塚市小浜1丁目2番1号 TEL:0797-87-1718



III 不登校児童生徒を支援する民間施設(フリースクール等)

	フリースクール等	住 所	電話番号
1	楽笑 フリースクール	〒 665-0865 宝塚市寿町9-10-2F	0797-86-2321
2	フリースクールみらい 伊丹野間校	〒 664-0873 伊丹市野間2丁目7-41	072-764-6335
3	東京大志学園 芦屋校	〒 659-0061 兵庫県芦屋市上宮川4-1 1F(クラーク記念国際高校 建物内)	0797-38-7686
4	トライ式 高等学院中等部 西宮北ロキャンパス	〒 662-0833 兵庫県西宮市北昭和町3-18 カサマドンナ V3階	0120-919-439
5	学校法人角川ドワンゴ学園 N中等部 神戸キャンパス	〒 650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通6 健隆ビルII7 階	0120-0252-15
6	八洲学園中等部 (フリースクール) 三宮キャンパス	〒 651-0086 兵庫県神戸市中央区磯上通8-1-33 幸和 ビル2F	078-261-2835
7	学校法人角川ドワンゴ学園 N中等部 江坂キャンパス	〒 651-0086 大阪府吹田市豊津町14番地12	0120-0252-15
8	トライ式 高等学院中等部 梅田キャンパス	〒 530-0012 大阪府大阪市北区芝田2-7-18	0120-919-439
9	トライ式 高等学院中等部 豊中キャンパス	〒560-0021 大阪府豊中市本町3-1-57 ルミエール豊中 2階	0120-919-439
10	WILL 学園 大阪梅田キャンパス	〒 530-0015 大阪府大阪市北区中崎西1-2-13	06-6292-8230
11	八洲学園中等部 (フリースクール) 梅田キャンパス	〒 530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-3-1 大阪駅前第 1ビル2F	06-6343-1173
12	学校法人角川ドワンゴ学園 N中等部 ネットコース	〒 135-0032 東京都江東区福住2-5-4 IXNAL 門前仲 町4階	0120-0252-15

令和7年2月14日現在(施設に関する最新情報はHPでお知らせします。)

- ★R2～R6に宝塚市の児童・生徒が複数名利用したことがある施設を掲載しています。
- ★出席扱いについては、児童・生徒の状況に応じた個別の判断が必要です。各学校にお問い合わせください。